

## 12. 治 山

### (1) 治山事業の実績（工事費）

事業名		17		18		19		
		箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	
治 山 事 業	山地治山事業	48	1,074,470	38	742,796	46	837,211	
	内 訳	(国) 復旧治山事業	2	550,212	3	10,337	3	153,644
		(国) 予防治山事業	12	380,981	7	236,616	10	323,416
		(国) 山地災害総合減災対策治山事業	0	0	0	0	0	0
		(国) 地すべり防止事業	18	521,921	14	463,577	17	471,145
		(国) 地域防災対策治山事業	1	68,120	0	0	0	0
		(県) 治山維持管理事業	-	26,950	-	22,285	-	19,267
		(県) 翌年度治山事業計画作成事業	-	-	-	-	-	-
		(県補) 小規模治山緊急整備事業	17	76,498	17	20,318	19	23,383
	保安林整備事業	20	408,840	19	340,048	26	329,557	
	内 訳	(国) 海岸防災林造成事業	5	244,123	8	207,791	8	121,270
		(国) 保安林緊急改良事業	4	34,000	4	40,000	11	88,430
		(国) 保育事業	8	17,200	5	12,915	5	10,092
		(国) 水源流域地域保全事業	2	77,807	1	44,842	0	0
		(国) 奥地保安林保全緊急対策事業	0	0	0	0	1	85,720
		(国) 生活環境保全林整備事業	1	35,710	1	34,500	1	24,045
	治山施設災害関連事業	0	0	0	0	0	0	
	内 訳	(国) 災害関連緊急治山事業	0	0	0	0	0	0
		(国) 災害関連緊急地すべり防止事業	0	0	0	0	0	0
		(国) 林地荒廃防止施設災害関連事業	0	0	0	0	0	0
災 害 復 旧 事 業	治山施設災害復旧事業	36	132,311	29	128,605	29	154,318	
	内 訳	(国) 林地荒廃防止施設災害復旧事業	0	0	0	0	1	36,414
		(国補) 林地荒廃防止施設災害復旧事業	0	0	0	0	0	0
		(県) 県単林地防止施設災害復旧事業	36	132,311	29	128,605	28	117,904
合 計		104	1,615,621	86	1,211,449	101	1,321,086	

※ (国) 国庫補助事業、(国補) 国庫補助事業（市町村補助）、(県) 県単独事業、(県補) 県単独補助事業（市町村補助）を表す。

※ 工事費は、その年度において支出された金額である。（前年度繰越額を含み、翌年度繰越額を含まず）

※ 箇所数は、その年度にて完了した箇所数である。（前年度繰越箇所を含み、翌年度繰越箇所を含まず）

千円

20		21		22		23	
箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
27	739,720	19	702,763	21	624,026	26	580,481
2	97,767	0	0	0	0	0	0
11	359,719	3	164,640	5	208,641	10	234,504
0	0	2	104,992	3	69,017	3	77,058
8	334,598	13	409,701	11	313,967	11	244,371
0	0	0	0	0	0	0	0
-	19,396	-	15,555	-	5,754	-	6,664
-	-	-	-	-	22,650	-	14,475
8	26,007	1	7,875	2	3,997	2	3,409
20	341,496	8	176,300	8	170,992	22	422,137
8	234,628	2	99,603	3	122,005	14	293,810
5	38,033	3	39,006	2	28,801	6	123,788
4	7,027	2	5,304	2	5,534	2	4,539
0	0	0	0	0	0	0	0
2	44,668	1	32,387	1	14,652	0	0
1	17,140	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
39	122,992	29	104,002	31	109,917	31	191,800
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	15,161
39	122,992	29	104,002	31	109,917	30	176,639
86	1,204,208	56	983,065	60	904,935	79	1,194,418

## (2) 地すべり防止区域一覧表（林野庁所管）

(平成24年3月31日)

番号	区 域 名	面 積(ha)	指 定 年 月 日	所 在 地
1	荒 川	184.60	S 34. 6. 13	南房総市(旧富山町) 荒川
2	井野・川上	421.36	S 37. 8. 17 S 43. 8. 7	南房総市(旧富山町)井野、川上、二部、吉沢
3	川 代	138.50	S 37. 8. 17	鴨川市川代
4	細 野	298.64	S 37. 8. 17 S 42. 10. 3	鴨川市細野、宮山、北風原、平塚
5	法 明	151.06	S 37. 8. 17 S 43. 8. 7	鴨川市平塚
6	西	177.54	S 38. 5. 21	鴨川市西
7	上 小 原	199.25	S 38. 5. 26 S 44. 11. 24	鴨川市上小原、西
8	新 田	36.30	S 38. 5. 26	南房総市(旧和田町)布野、上三原、礎森
9	八 丁	222.71	S 40. 7. 17 S 49. 2. 18	鴨川市平塚、宮山、仲、大川面、西
10	引 越	207.71	S 40. 7. 17	鴨川市金束
11	畑 谷	169.86	S 42. 10. 3	鴨川市畑
12	貝 沢	55.31	S 44. 8. 7	南房総市(旧和田町)上三原
13	石 間 寺	84.87	S 44. 3. 31	鴨川市下小原、西
14	五 十 蔵	210.70	S 44. 11. 24	南房総市(旧和田町)五十蔵、布野、礎森
15	西 山	36.32	S 44. 11. 24	鴨川市西山、東江見、西江見、東真門
16	嶺 岡	389.26	S 44. 11. 24	南房総市(旧丸山町)大井(346ha)、 鴨川市平塚(43.26ha)
17	南 小 町	150.57	S 45. 9. 7	鴨川市西、南小町、上小原、仲、宮山
18	柴	76.25	S 45. 9. 7	南房総市(旧和田町)柴
19	宮 下	217.40	S 45. 12. 18	南房総市(旧丸山町)宮下、川谷
20	横尾・大川面	211.87	S 45. 12. 18	鴨川市横尾、大川面、宮山、成川
21	上 三 原	288.50	S 47. 12. 5	南房総市(旧和田町)布野、上三原、礎森
22	梨 沢	89.30	S 47. 12. 11	富津市梨沢
23	豆 木	171.91	S 49. 2. 18	鴨川市北風原、大幡
24	奈 良 林	85.86	S 49. 2. 18	鴨川市奈良林、釜沼、古畑
25	伊 予 ヶ 岳	140.92	S 49. 2. 18	南房総市(旧富山町)平久里中、荒川
26	大 川	218.90	S 52. 6. 6	南房総市(旧富山町)山田
27	下 沢	172.03	S 52. 6. 7	富津市山中
28	山 名	110.00	S 56. 5. 12	南房総市(旧三芳村)山名、増間、海老敷
29	大 帷 子 北	88.56	H 2. 10. 2	鋸南町大帷子、小保田、保田
30	山 田	116.52	H 4. 8. 5	南房総市(旧富山町)平久里中、平九里下、山田
計	(30区域)	5, 122.58		( 3 市 1 町)

### (3) 治山事業評価の実績

評価実施年度	事業区分	地区名	事業主体名	再評価＝採択年度 事後評価＝完了年度	所在地 (市町村名) ※市町村名は評価時のもの	評価対象要件 再＝再評価 後＝事後評価 下記の注の該当事項を付記	評価結果	備考
H17年度	復旧治山事業	篠本	県	H11	光町	後 ①5年②1.2億円	適切	
	海岸防災林造成事業	ホ	県	H11	蓮沼村	後 ①5年②2.4億円	適切	
H18年度	海岸防災林造成事業	長谷	県	H12	匝瑳市	後 ①5年②4.8億円	適切	
H19年度	復旧治山事業	富田	県	H13	山武市	後 ①5年②2.9億円	適切	
H20年度	水源森林総合整備事業	戸面外2区 入会	県	H14	市原市	後 ①5年②3.1億円	適切	
	復旧治山事業	坂	県	H14	多古町	後 ①5年②1.1億円	適切	
	地すべり防止事業	荒川	県	H12	南房総市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	上三原	県	S48	南房総市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	宮下	県	H12	南房総市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	川代	県	H14	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	上小原	県	H15	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	八丁	県	H13	鴨川市	再 ③ 5年	継続	
	地すべり防止事業	新田	県	H14	南房総市	再 ③ 5年	継続	
H21年度	海岸防災林造成事業	東浪見	県	H15	一宮町	後 ①5年②1.0億円	適切	
	集落水源山地整備事業	奥米	県	H15	君津市	後 ①5年②1.4億円	適切	
	地すべり防止事業	畑谷	県	H15	鴨川市	後 ①5年②10.3億円	適切	
	地すべり防止事業	山田	県	H15	南房総市	後 ①5年②4.4億円	適切	
H22年度	海岸防災林造成事業	篠部	県	H16	富津市	後 ①5年②2.7億円	適切	
	地すべり防止事業	細野	県	H16	鴨川市	後 ①5年②17.6億円	適切	
	復旧治山事業	小南	県	H16	東庄町	後 ①5年②1.4億円	適切	
H23年度	地すべり防止事業	下沢	県	H17	富津市	後 ①5年②23.0億円	適切	
	地域防災対策総合治山事業	内浦	県	H17	鴨川市	後 ①5年②3.3億円	適切	

注：1) 千葉県農林水産部所管公共事業における再評価対象事業は次のとおり。ただし、該当年度に完了が見込まれる場合は対象外。

①事業採択後5年経過して未着工の事業。②事業採択後5年を経過して継続中の事業。③初回実施時期は①②の経過した日の属する年度とし、初回以降は5年経過毎。④その他、事業制度等から再評価が必要と判断された事業。

2) 千葉県農林水産部所管公共事業における事後評価対象事業は次のとおり。①事業完了後おおむね5カ年経過後の事業。②原則事業費1億円以上の事業（状況により5千万円以上の事業等）。

#### (4) 山地災害危険地区等の進捗状況

(平成24年3月31日)

	危険地区	概成				一部概成				未成				小計				未着手				合計				
		A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	
国有林	地すべり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山腹崩壊	1	2	1	4	0	4	0	4	0	0	0	0	1	6	1	8	0	1	0	1	1	7	1	9	
	崩壊土砂流出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	1	2	1	4	0	4	0	4	0	0	0	0	1	6	1	8	0	1	0	1	1	7	1	9	
民有林	地すべり	4	4	1	9	81	77	26	184	4	25	9	38	89	106	36	231	4	20	19	43	93	126	55	274	
	山腹崩壊	55	198	420	673	48	101	158	307	0	0	0	0	103	299	578	980	138	361	939	1,438	241	660	1,517	2,418	
	崩壊土砂流出	1	7	11	19	4	34	53	91	0	0	0	0	5	41	64	110	2	24	34	60	7	65	98	170	
	計	60	209	432	701	133	212	237	582	4	25	9	38	197	446	678	1,321	144	405	992	1,541	341	851	1,670	2,862	
合計	地すべり	4	4	1	9	81	77	26	184	4	25	9	38	89	106	36	231	4	20	19	43	93	126	55	274	
	山腹崩壊	56	200	421	677	48	105	158	311	0	0	0	0	104	305	579	988	138	362	939	1,439	242	667	1,518	2,427	
	崩壊土砂流出	1	7	11	19	4	34	53	91	0	0	0	0	5	41	64	110	2	24	34	60	7	65	98	170	
	計	61	211	433	705	133	216	237	586	4	25	9	38	198	452	679	1,329	144	406	992	1,542	342	858	1,671	2,871	

	危険地区	着手率			
		A	B	C	計
国有林	地すべり	-	-	-	-
	山腹崩壊	100.0	85.7	100.0	88.9
	崩壊土砂流出	-	-	-	-
	計	100.0	85.7	100.0	88.9
民有林	地すべり	95.7	84.1	65.5	84.3
	山腹崩壊	42.7	45.3	38.1	40.5
	崩壊土砂流出	71.4	63.1	65.3	64.7
	計	57.8	52.4	40.6	46.2
合計	地すべり	95.7	84.1	65.5	84.3
	山腹崩壊	43.0	45.7	38.1	40.7
	崩壊土砂流出	71.4	63.1	65.3	64.7
	計	57.9	52.7	40.6	46.3

注：1) 危険地区の危険度判定（A～C）は山地災害危険地区調査要領による。

2) 概成とは、一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。  
また、未成とは計画した工事の全部又は一部が完了していない場合をいう。

3) 「準用地区」とは、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外であっても、一定以上の危険度がある地区。（災害弱者関連施設周辺地区のみに適用）